

1. 開会日時・場所

日時 令和3年2月25日(木) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	—
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	—	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

9番 上田 励二 14番 花山 哲男

3. 議事録署名人

1番 田坂 友彦 11番 山口 郁恵

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 内藤 博志 係長 岡 泰彦 主査 東 徹 主任 茂見 鉄平
農林水産課 主事 白須 早紀

5. 審議事項

第8号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第9号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第10号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第11号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第12号議案	非農地証明申請について
第13号議案	農用地利用集積計画について
第14号議案	農用地利用配分計画について
第15号議案	三原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、17名で定足数に達しておりますので、第2回総会は成立しております。

なお、本日9番 上田委員、14番 花山委員から欠席する旨、通告がありましたので報告します。会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、1番 田坂委員、11番 山口郁恵委員を指名します。

議長 それでは、これから申請に基づく議題に入りますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第6 第13号議案から日程第7 第14号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第13号議案を上程します。

農用地利用集積計画について、三原市長から決定を求められるものです。

第13号議案に係る資料13の第1番から第110番について審議します。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議を行います。

それでは、担当者の説明を求めます。

事務局

第13号議案 農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数9件、筆数13筆、面積28,529㎡、

〇〇地域から件数38件、筆数97筆、面積188,715㎡が提出されています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で全体説明を終わります。

議長

これからは、個別に審議します。

はじめに、資料13の第84番から第87番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。第84番から第87番につきましては、〇〇地域から件数1件、筆数4筆、面積4,902㎡を〇〇より農地中間管理機構に貸し付けるものです。

以上で説明を終わります。

議長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議長

異議なしと認めます。これより、採決に入ります。

農用地利用集積計画の第84番から第87番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、農用地利用集積計画について、資料13の第84番から第87番は、原案のとおり承認決定されました。

〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議長

続いて資料第84番から第87番を除く、第1番から第110番について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。第84番から第87番を除く第1番から第110番につきましては、〇〇地域から件数9件、筆数13筆、面積28,529㎡、〇〇地域から件数37件、筆数93筆、面積183,813㎡を地権者より農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

以上で説明を終わります。

議長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただいまの農用地利用集積計画については、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画について、全て原案のとおり承認決定されました。

次に、日程第7 第14号議案を上程します。

農用地利用配分計画について、三原市長からの諮問です。
第14号議案に係る資料14の第1番から第282番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により3回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議を行います。
それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 第14号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。
今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
〇〇地域にて件数1件、筆数13筆、面積28,529㎡
〇〇地域にて件数2件、筆数269筆、面積633,666㎡
について意見を求めます。
なお、利用権を設定する農地については、資料14に記載しておりますのでご覧ください。
以上で全体説明を終わります。

議 長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料14の第1番から第13番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第1番から第13番については、〇〇地域から件数1件、筆数13筆、面積28,529㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり。

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用配分計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、ただ今の農用地利用配分計画については、原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて議事を進行します。
資料14の第201番から第282番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第 201 番から第 282 番については、〇〇地域から件数 1 件、筆数 82 筆、面積 155,621 m²を株式会社〇〇が受けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用配分計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、ただ今の農用地利用配分計画については、原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて資料第 14 番から第 200 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第 14 番から第 200 番については、〇〇地域から件数 1 件、筆数 187 筆、面積 478,045 m²を農事組合法人〇〇が受けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
ただ今審議しました農用地利用配分計画は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
ただ今審議しました農用地利用配分計画については、原案のとおり承認決定されました。
第 14 号議案に係る審議は全て終了し、原案のとおり承認されたことを報告します。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に日程第 1 第 8 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 12 件から第 25 件を審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 2 回に分けて審議します。
はじめに第 13 件について審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 事務局より説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。第 8 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

第13件は、港町3丁目の〇〇から、宗郷5丁目の農事組合法人〇〇が、沼田東町釜山〇〇 地目：田 334 m²を、耕作地に隣接しており、耕作に便利のため相手方の要望を受け譲り受けるもので、農地法第3条の許可要件を満たしています。

第13件に係る説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

2番 2月21日に24番推進委員と現地確認しました。事務局の報告どおり問題ありません。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第13件について本案は、原案のとおり許可決定することについて賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、農地法第3条の規定による許可申請、第13件の本案は、提案のあったとおり許可決定することに決しました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議長 続いて、第13件を除く第12件から第25件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 第12件は、沼田東町釜山の〇〇から、沼田東町釜山の〇〇が、沼田東町釜山〇〇 ほか10筆、地目：田4筆 畑7筆 合計1,948 m²を、農業経営を引き継ぐため譲り受けるものです。

第14件は、沼田東町末光の〇〇から、沼田東町釜山の〇〇が、沼田東町末光〇〇 ほか1筆 地目：田 合計559 m²を、規模拡大のため譲り受けるものです。

第15件は、沼田東町両名の〇〇から、沼田東町両名の〇〇が、沼田東町両名〇〇 ほか1筆 地目：田 合計2,534 m²を、農業経営充実のため遺言により譲り受けるものです。

第16件は、宗郷4丁目の〇〇から、中之町8丁目の〇〇が、幸崎能地1丁目〇〇 地目：畑 96 m²を、新規就農のため譲り受けるものです。

当該案件は、令和3年第1回総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。

第17件は、安芸郡府中町の〇〇から、広島市中区の〇〇が、本郷町本郷〇〇、ほか3筆、地目：畑 合計1,123 m²を、隣接する住宅とともに譲り受けるものです。

第18件は、本郷南5丁目の〇〇から、本郷南5丁目の〇〇が、本郷南5丁目〇〇 地目：田 337 m²を、令和2年9月に農地法第3条による許可を受け生前贈与を行ったが、このたび贈与を取り消すために譲り受けるものです。

第19件は、本郷南6丁目の〇〇、〇〇から、大和町箱川の社会福祉法人〇〇が、本郷北3丁目〇〇 地目：田 1,353 m²を、就労支援活動で花卉園芸栽培を行うため譲り受けるものです。

第20件は、本郷町上北方の〇〇から、本郷町上北方の〇〇が、本郷町上北方〇〇 地目：田 145 m²を、以前から管理しており、譲り受けて耕作するものです。

第21件は、広島市西区の〇〇から、本郷町南方の〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか11筆 田：7筆 畑：5筆 合計6,134 m²を以前から規模拡大を考えており、居住地から近いいため譲り受けるものです。

第22件は、久井町泉の〇〇から、久井町泉の〇〇が、久井町泉〇〇 地目：畑 373 m²を、以前から規模拡大を考えており、居住地から近いいため譲り受けるものです。

第23件は、大和町上徳良の〇〇から、久井町和草の〇〇が、大和町上徳良〇〇 ほか2筆 地目：田 合計3,028 m²を、農業規模拡大のため譲り受けるものです。

第24件は、大和町大草の〇〇から、大和町大草の〇〇が、大和町大草〇〇 ほか2筆 地目：田 合計4,252 m²を、以前から規模拡大を考えており、居住地から近いいため譲り受ける

ものです。

第 25 件は、広島市安佐南区の〇〇から、大和町大具の〇〇が、大和町大具〇〇 ほか 1 筆地目：田 合計 3,357 ㎡を、以前から規模拡大を考えており、居住地から近いため譲り受けるものです。

以上、第 13 件を除く第 12 件から第 25 件の案件は、すべて農地法第 3 条の許可要件を満たしております。

農地法第 3 条による許可申請の説明は以上です。

- 議長 順次、地元委員の調査報告を求めます。
- 2 番 第 12 件は 2 月 21 日に 24 番推進委員と現地確認しました。譲受人は、譲渡人は母親でありまして、あとを継いでやられるということで、別段問題ないと思います。
- 2 番 第 14 件についても第 12 件の人と同じで、規模拡大のために譲り受けるということでやられるそうです。現地を確認しましたが問題ありません。
- 2 番 第 15 件につきまして、同じく 2 月 21 日に 24 番推進委員と現地確認しました。親戚関係にあたりまして、農業もやられていまして引き続いてやられるということで別段問題ないと思います。
- 12 番 第 16 件は 2 月 23 日に 25 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 17 番 第 17 件から第 20 件まで続けて報告いたします。2 月 21 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。第 17 件は〇〇が購入するというので、別に問題ないと思います。
第 18 件は、昨年〇〇が奥さんに生前贈与したところですが、その税金問題等でこの度もとに戻すということで、申請が出ております。
第 19 件については、〇〇が従来から花の生産をしており、今回生産拡大を行うためこの農地を購入されるということで、申請があがっています。
第 20 件につきましては、〇〇がすでに借りてレンコンを作っておられ、相手の〇〇も高齢であるため、今回譲り受けるということで申請が出ています。
- 4 番 第 21 件は 2 月 20 日に申請者立ち合いのもと、7 番委員と現地確認をいたしました。譲受人の〇〇は営農経験も十分あり審査基準に適合しており、問題ないと思います。
- 1 番 第 22 件は 2 月 20 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員とで現地確認をしました。現状も〇〇が管理耕作されているので問題ないと思います。
- 6 番 第 23 件は 2 月 18 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ありません。
- 18 番 第 24 件は 2 月 18 日に 36 番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 5 番 第 25 件は 2 月 21 日に 38 番推進委員と現地確認をしました。事務局の説明どおりで問題ありません。
- 議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 3 番 第 18 件についてですが、生前贈与を受けて取り消して、このあたりの事情がよくわからないのでもう少し説明をお願いします。
- 事務局 第 18 件ですが、〇〇と〇〇はご夫婦でございます。昨年 9 月の総会で 3 条の許可を得てすでに所有権移転登記を終わらせておりますので、3 条の取り消しではなく新たな 3 条の申請ということで、〇〇から〇〇へ所有権を戻すということで許可申請を行ったものになります。

議 長 その他質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第13件を除く、第12件から第25件の本案は、原案のとおり許可決定することについて賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第3条の規定による許可申請の本案は、提案のあったとおり全て許可決定することに決しました。

次に、日程第2 第9号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第2件から第4件を審議します。
事務局より説明を求めます。

事務局 議案書8ページをお開きください。第9号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

第2件は、〇〇が、沼田東町本市〇〇 畑 131㎡について墓地及び倉庫に転用するもので、内容は、墓石1基、法名碑1基、駐車場、倉庫1棟です。

倉庫については、転用の許可を得ることなく、無断で転用していることから、始末書を求め提出されています。

第3件は、株式会社〇〇が、本郷町善入寺〇〇ほか4筆 田 8,243㎡について、農地改良のため一時転用するもので、盛土高約2.5mから6.8mで、転用期間は許可後3年となっています。

申請地は、「畑」地区として、平成元年から平成10年にかけて実施された「団体営土地改良事業」により整備された第1種農地で、許可基準は、不許可の例外「農地法施行令第4条第1項第1号」の「一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で農地を供することが必要であると認められるもの」及び「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

第4件は、〇〇が、大和町上草井〇〇ほか2筆 田 1,898㎡について太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル216枚、4棟、発電量49.5kW規模です。

第2件と第4件は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は、「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議 長 順次、地元委員の調査報告を求めます。

2 番 第2件は2月21日に24番推進委員と現地確認しました。お墓を作られるということで、山にあるんですがここにおろされるということです。場所は〇〇入口の北側です。事務局の説明どおり問題ないと思います。第二種です。

17 番 第3件は2月19日に27番推進委員と現地確認を行いました。設計事務所の〇〇と電話連絡をしながら確認しました。盛土が約2.5mから6.8mと高さがあるために、工事で土砂等が流れてはいけないということで、砂を止める池とかまた雨量が多いときに土砂が流れてはいけないということで大きい水路をつける、それに関しては仮置場の地権者に了解をもらっているとのことでした。農地区分は第二種です。

5 番 第4件は2月21日に38番推進委員と現地調査をしてまいりました。事務局の説明どおりで問題ありません。二種農地です。

議 長 地元調査委員の報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

18 番 第 3 件は第一種農地と事務局の説明にはあるんですが。

事務局 そうです。ほ場整備が入っている区域ですので、第一種でした。

議 長 他に質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第 4 条の規定による許可申請、第 2 件から第 4 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第 4 条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第 3 件については、農地法第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

次に、日程第 3 第 10 号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第 1 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 9 ページをお開きください。第 10 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第 1 件は、当初、株式会社〇〇が、本郷町本郷〇〇ほか 1 筆について、平成 28 年 10 月 26 日付けで、3 棟の建売住宅への農地法第 5 条許可指令を受けましたが、土地を分筆し本郷町本郷〇〇ほか 2 筆（東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇）を 1 棟の住宅用地として承継者である〇〇に所有権移転するため、事業計画を変更するものです。
事業計画変更後の農地転用については、第 11 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請第 14 件において審議いただきます。
転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なしの声あり」・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請、第 1 件の本案は原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、転用許可後の事業計画変更承認申請、第 1 件について、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 次に、日程第 4 第 11 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可申請について、第 9 件から第 17 件を審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 2 回に分けて審議します。
はじめに第 11 件及び第 12 件について審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 10 ページをお開きください。第 11 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請、第 11 件及び第 12 件について説明いたします。
第 11 件、第 12 件は、関連案件のため、併せて説明いたします。

第 11 件は、〇〇、〇〇から、沼田東町両名〇〇の一部 地目：田 0.16 ㎡について、第 12 件は、〇〇から、沼田東町両名〇〇の一部 地目：田 0.16 ㎡について、〇〇が使用貸借権を設定し、平成 30 年 3 月 19 日付けで受けた営農型太陽光発電施設の支柱部分の一時転用許可を更新するもので、内容はそれぞれの申請地について、支柱が 72 本、電柱が 1 本で太陽光パネル 204 枚、1 棟、発電量 49.9kW 規模です。

施設下部の収穫量は、転用許可を受けた後のいずれの年も地域の平均的な反収の 8 割以上の実績があります。

なお許可期間については、これまで最長 3 年間となっていましたが、平成 30 年 5 月 15 日付け農林水産省農村振興局長通知により、認定農業者等の担い手が賃借権その他使用および収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合の許可期間は 10 年以内とされ、本件は当該要件に該当するため、一時転用期間は許可後 10 年間としています。

本申請地は、昭和 48 年から昭和 59 年にかけて実施された「県営圃場整備事業」で整備された「特定土地改良事業等の施行区域内」にある農地で、許可基準は「農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号」の「一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で農地を供することが必要であると認められるものは許可することができる。」です。

以上で第 11 件及び第 12 件の説明を終わります。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

2 番 第 11 件は 2 月 21 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。場所は県道小泉竹原線にかかる〇〇橋より 700 メートル南にあります。事務局の内容とおりに問題ないと思います。農地区分は甲種です。

2 番 第 12 件は第 11 件と並んだ土地でありまして、おのおのが転用するというので、第 11 件と同じく問題ありません。農地区分は甲種です。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり。・・・

議 長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請、第 11 件、第 12 件の本案は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって農地法第 5 条の規定による許可申請、第 11 件、第 12 件の本案は許可決定することに決しました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 引き続き、議事を進行します。農地法第 5 条の規定による許可申請、第 11 件・第 12 件を除く、第 9 件から第 17 件について事務局の説明を求めます。

事務局 第 11 件、第 12 件を除く、第 9 件から第 17 件について説明いたします。
第 9 件は、〇〇から株式会社〇〇が、沼田東町納所〇〇 地目：田 747 ㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 140 枚、8 棟、発電量 27.5kW 規模です。

第 10 件は、〇〇から〇〇が、沼田東町両名〇〇ほか 1 筆 地目：田 34 ㎡について、所

有権の移転を受け、併用地 304.13 m²と併せて宅地として利用するもので、内容は、住宅 1 棟、納屋 1 棟です。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、宅地として利用されており、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第 13 件は、〇〇から〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 97 m²について、所有権の移転を受け、駐車場 2 区画に転用するものです。

第 14 件は、先に第 10 号議案 事業計画変更承認申請においてご審議いただいた件に関するものです。株式会社〇〇から〇〇が、本郷町本郷〇〇ほか 2 筆 地目：田 194 m² 地目：畑 103 m² 計 297 m²（東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇 227.25 m²）について、宅地に転用するもので、内容は住宅 1 棟、駐車場 2 区画です。

本申請地は、「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「用途地域」内の農地で、許可基準は、「農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第 15 件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 外 1 筆 地目：田 1,059 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 235 枚、6 棟、発電量 49.5kW 規模です。

第 16 件、第 17 件は、関連案件のため併せて説明いたします。

第 16 件は、〇〇から、久井町小林〇〇ほか 1 筆 地目：田 2,183 m²について、第 17 件は、〇〇から、久井町小林〇〇ほか 3 筆 地目：田 3,979 m²について、〇〇株式会社が所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は、16 件が碎石 20 m²、進入路 500 m²、17 件が、二次製品 100 m²、進入路 1,000 m²です。

農振区分は、「農振農用地区域内」ですが、令和 2 年 12 月 10 日付けで三原市長から「三原農業振興地域整備計画の変更についての諮問」を受け、令和 2 年 12 月 24 日の農業委員会第 12 回総会で「除外は妥当」と可決され、令和 3 年 3 月末に除外される見込みです。

第 14 件を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第 5 条第 2 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第 5 条に係る許可申請についての説明は以上です。

議 長

順次、地元委員の調査報告を求めます。

2 番

第 9 件は 2 月 21 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。太陽光を設置されるということですが、問題はないと思います。ただ太陽光の場合住宅がすぐありますので、その住人のかたと話をするように譲受人の〇〇にはちょっとお願いをしました。農地区分は第二種です。

2 番

第 10 件は 2 月 21 日に 24 番推進委員と現地確認をしました。場所は県道のもと〇〇建設跡から南へ 150 メートル行ったところ。住宅を建てられるということで面積を広くするために北側を一部買い取られてやられるそうです。問題はないと思います。農地区分は第二種です。

10 番

第 13 件は 2 月 21 日に 26 番推進委員と現地確認をしました。場所は県道から 30 メートルぐらいのところの平地の場所で、まわりはほとんど空き家になっており、別に問題ないと思います。農地区分は第二種です。

17 番

第 14 件は 2 月 21 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。先ほど事務局から報告がありましたとおりの問題ありません。農地区分は第三種です。

4 番

第 15 件は農地区分は第二種です。2 月 20 日 29 番推進委員と現地確認をいたしました。排水位置に問題があり、修正を依頼し了解を得ましたので問題ないと思います。

3 番

第 16 件・第 17 件は現地が同じためあわせて報告します。2 月 20 日に 1 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と 4 人で現地確認をしました。山間地でちょっと林野化もしていますので仕方ないと思います。農地区分はどちらも二種農地です。

議 長

地元委員の調査報告は、承認であります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請，第 11 件・第 12 件を除く第 9 件から第 17 件の本案は，原案のとおり許可決定することについて，賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって，農地法第 5 条の規定による許可申請の本案は，全て原案のとおり許可決定することに決しました。
可決されました第 11 件・第 12 件・第 16 件・第 17 件については，農地法第 5 条第 3 項及び第 5 項の規定により，広島県農業会議へ意見聴取し，「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には，許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議がありませんので，そのように許可事務を進めます。

議 長 次に，日程第 5 第 12 号議案を上程します。

非農地証明申請について，第 4 件から第 5 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 12 ページをお開きください。第 12 号議案 非農地証明申請について説明します。

第 4 件は，〇〇から，小坂町〇〇 ほか 2 筆 地目：畑 合計 1,045 m²について，昭和 50 年頃から耕作放棄し現在に至り，現況地目：原野として非農地証明申請が提出されています。
第 5 件は，〇〇から，小坂町〇〇 ほか 2 筆 地目：田 1 筆 畑 2 筆 合計 376 m²について，平成 10 年頃から耕作放棄し現在に至り，現況地目：山林として非農地証明申請が提出されています。

申請地は，いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

19 番 第 4 件と第 5 件は同じところですので続けて報告いたします。
第 4 件は 2 月 22 日に私と 22 番推進委員と申請者〇〇の 3 人で現地を確認しました。内容は事務局の説明どおり，竹は生えているし畑内に木も生えており，申請内容に対しては問題ないと思います。農地区分は第二種です。

第 5 件は 2 月 19 日私と 22 番推進委員と〇〇行政書士とで現地を確認してまいりました。同じく事務局の説明どおり境がどこかわからないぐらいイノシシが荒らしていますので，問題ない内容だと思います。農地区分は第二種です。

議 長 地元委員の調査報告は，承認であります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
非農地証明申請，第 4 件から第 5 件について，原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって，非農地証明申請，第 4 件から第 5 件については申請どおり決しました。

議 長 次に日程第 8 第 15 号議案を上程します。

三原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 15 ページと資料 15 をご覧ください。第 15 号議案 三原市農業委員会農地等の利用の適性化の推進に関する指針の変更について説明します。

始めに訂正をお願いします。資料 15 の 2 ページ「2 遊休農地の解消について」の目標設定の考え方の 3 行目の遊休農地率は 0.04% となるためとありますが 0.4% の間違いでした。0.04% から 0.4% に訂正をお願いします。申し訳ありません。

説明に戻ります。この指針は、農業委員会等に関する法律第 7 条に規定されており、「農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法」について定め、最適化の推進に向けて地域で活動する基本的な方針となるもので、今年度委員の改選に合わせて見直しを行うものです。

指針の案について、令和 2 年 12 月総会で説明し、農業委員及び農地利用最適化推進委員に意見を募集したところ、全委員から意見無しの回答をいただきました。

また、三原市の農業振興担当課の農林水産課にも指針について意見を聴きましたが意見はありませんでした。

資料 15 の新旧対照表をお開きください。見直し内容について説明します。

「1 担い手への農地利用集積について」をご覧ください。

担い手への農地利用集積面積を令和 5 年度に農地集積率 36.0% を目標とします。令和元年度の耕地面積 4,430ha に対する農地集積率 27.0% を令和 5 年度の農地集積率 36.0% に合わせ 1,595ha とすることを目標とします。

「2 遊休農地の解消について」をご覧ください。

遊休農地を令和 5 年度に遊休農地率 1.0% 以下の維持を目標とします。令和元年度 17.9ha で遊休農地率は 0.4% となるため、引き続き遊休農地率を 1.0% 以下で維持することを目標とします。

「3 新規参入の促進について」をご覧ください。

新規参入を毎年 2 経営体の参入を目標とします。全国農業協同組合連合会や広島県果実農業協同組合連合会等による研修農場の研修生を毎年 1 名地元に着させます。これに加え新規就農者を毎年 1 名受入れ育成します。

以上が指針の見直し内容です。

第 15 号議案 三原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についての説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長

異議なしと認めます。これより採決に入ります。

三原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についての本案は原案のとおり決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、三原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、本案は原案のとおり決定することに決しました。

議長

以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局

1 農地法関係諸証明事務等について

- 農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 3 件
- 農地法第 4 条の規定による農地転用届出受理 1 件
- 農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 2 件
- 農地法第 5 条の規定による許可不要案件 2 件
- 農地転用(農業用施設)届出受理 3 件
- 事業計画変更届出受理 2 件
- 農地改良届出受理 1 件

○登記官等からの農地転用事実に関する照会 3件

2 その他

○市議会議員選挙の選挙運動について

○今後の日程

令和3年第3回定例総会 3月25日(木) 14時

議長

その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。